

意見及び回答案

調達件名：新型コロナウイルス感染症が地域経済に与える影響の可視化システム（V-RESAS）の開発事業

意見の総数	34
-------	----

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	修正有無
1	10		調達仕様書 3(8) 引継ぎ	4	データの引継ぎに関する記載はあるが、クラウド環境に関する引継ぎの記載がないため、必要な引継ぎ事項を追記してはどうか。	クラウド環境の引継ぎの必要有無を明確にするため。	ご意見を踏まえ、修正する。	○
2	7		調達仕様書 1(7) 作業スケジュール	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業スケジュールには1stリリースでプロトタイプからの移行について記載されております。</li> <li>その後、2ndリリース、3rdリリース、4thリリースと合計3回の新規機能等のリリースを実施する旨が記載されております。</li> <li>しかしながら、2ndリリース以降で新規機能としてリリースすべき機能が指定されておられません。</li> <li>プロトタイプは現在、実装されている機能であり、その外形的な画面は確認することができますが、新規機能に関する要件が記載されておられません。</li> <li>新規機能の要件について、要件定義書で示していただけないでしょうか。また、示した新規機能のうち、3回のリリースのそれぞれでリリースすべき機能を明示していただけないでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実装すべき機能の全体像が把握できず、準備すべきシステムの機能がわからないため、必要となるシステムのパッケージ、ライセンスが特定できない。また、開発が必要な場合は、工数を算出することができない。</li> <li>2ndリリース以降のそれぞれのポイントでリリースすべき機能がわからない。</li> </ul>	ご意見を踏まえ、リリース内容の想定案を調達仕様書に追記。	○
3	17		調達仕様書 4(2) 作業要員に求める 資格等の要件	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>表6「本業務における作業要員と求める要件」の役割「PMO」において、『ただし、調査事業との兼任は認める。また、本表に定める他の役割を兼務しないこと。』の記載があり、調査事業との兼任を認める旨の記載があります。【Aとする】</li> <li>調達仕様書（案）6ページの用語の説明では「プロトタイプ」は調査業務において構築したものと記載されております。</li> <li>「（別紙1）基本要件定義書（以下、「要件定義書」とする）」の7ページでは「標準ガイドライン群に記載された事項を遵守する」旨が記載されております。</li> <li>「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」の63ページでは『調達仕様書の作成に直接関与した事業者は、透明性及び公正性の確保の観点から、当該調達案件の入札に参加させないものとする。』の記載があります。【Bとする】</li> <li>要件定義書には『V-RESASの画面構成、デザイン等はプロトタイプを踏襲することを前提とする』と記載があり、プロトタイプそのものが本件の仕様・要件である旨が記述されており、調査業務受託者自身が本調達仕様書（厳密には要件定義書）の作成に直接関与していること捉えられます。【Cとする】</li> <li>Aでは「調査業務と兼任は認める」と記載されておりますが、Cより調査業務受託者が本システムの要件検討に携わっているため、Bの本件の入札に参加することは、透明性及び公正性の確保の観点から望ましくないと考えられるため、前述の「兼任は認める」の記載は調査受託者も入札に参加できるように誤解を与えることになるため、その記載を削除したほうが良いと考えます。</li> <li>加えて、調達仕様書（案）8ページおよび28ページの「入札制限」に調査業務受託者および調査業務受託書の再委託事業者も加えたほうが良いと考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>透明性及び公正性の確保のため。</li> </ul>	「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」には、「各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者は、透明性及び公正性の確保の観点から、当該調達案件の入札に参加させないものとする。ただし、競争上何ら有利とならない認められるときはこの限りでない。」と記載されている。本調達では、調査事業における基本設計書、詳細設計書、運用保守マニュアル、運用状況報告書、システム一式、データに係る資料が開示され、競争上何ら有利とならないという条件が担保されているため、御指摘は当たらない。	×
4	18		調達仕様書 4(2) 作業要員に求める 資格等の要件	4	表6「本業務における作業要員と求める要件」の役割「PM」、 「V-RESAS 開発担当者」、 「運用・保守担当者」における『ただし、調査事業との兼任は認める。また、本表に定める他の役割を兼務しないこと。』の記載について、本書No2と同様の指摘となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>透明性及び公正性の確保のため。</li> </ul>	同上。	×
5	7		調達仕様書 1(7) 作業スケジュール	3	1stリリースの内容の記載はありましたが、2nd以降のリリース内容についても可能な限り記載をお願い致します。	要件が不明確な場合、見積精度が低下するため。	項2と同様。	○
6	7		調達仕様書 1(7) 作業スケジュール	3	以下の文言について修正することを推奨します。 「移行後は指定のタイミングでデータの更新を行うと共に、合計3回の新規機能等のリリースを行う。」 ↓ 「移行後は指定のタイミングでデータの更新を行うと共に、合計2回の新規機能等のリリースを行う。」	想定する調達スケジュールが1か月程度遅れていると考えられ、令和3年3月中旬をプロジェクト完了報告書の納入期限とすると、3月の新規機能リリースは現実的ではないため。	ご意見を踏まえ、新規機能のリリース回数を合計2回に削減する。	○

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	修正有無
7	8		調達仕様書 3 作業の実施概要	2	本調達の作業として以下を追加することを推奨します。 (1) データ利活用推進のための調査・分析 ア. 受注者は、V-RESASで公開するデータの選定、新規機能の内容検討、今後のシステム更改に向けた参考とすることを目的として、行政が公開するデータの利活用に関する諸外国での先進事例を調査し、調査結果について報告すること。対象国数については、最大で5か国程度を想定する。 イ. 受注者は、調査事業における、「ユーザーの利活用状況の調査」の結果を分析し、現状の課題を洗い出して一覧化するとともに、対応策の検討を実施すること。 ウ. 受注者は、V-RESASで公開すべきデータのニーズやサイトのユーザービリティに関する課題を把握するため、調査事業における作業状況や成果物を確認した上で、不足していると考えられるサイト分析や必要に応じたユーザーアンケート等を実施すること。 エ. 受注者は、前項までの調査結果を踏まえた上で、実績のあるデータ利活用に係る方法論を活用し、V-RESASのユーザーを洗い出した上で分類を行い、ユースケースとV-RESASのプロダクトバックログ（更改すべきデータや機能を一覧化して優先順位をつけたもの）を作成すること。 オ. 受注者は、V-RESASの運用開始後においても、継続したサイト分析やユーザーアンケート等を実施し、課題やユーザーニーズの動向を分析した上で、プロダクトバックログの改訂を行うこと。	V-RESASは、国や地方公共団体等や民間企業に新型コロナウイルス感染症に関する地域経済への影響を分かりやすく把握し、政策の立案や企業活動に資するデータの提供を迅速に行うことを目的としていると理解しています。 そのためには、V-RESASの利用者がV-RESASに何を求め、どのように利用したいと考えているのか（ユーザーニーズ）の把握が重要と考えます。 調査事業における「ユーザーの利活用状況調査」が行われているものの、こちらはプロトタイプを利用したことのある既存ユーザーを対象にしたものであり、今後は、いわゆる「潜在ユーザー」を掘り起こす必要があると考えます。 「潜在ユーザー」の掘り起こしには、先進している他の取り組み（諸外国）を参考にするなど、調査事業における調査ではカバーしきれない範囲を調査した上で、ユーザーニーズに即したユースケースを抽出する必要があります。 また、V-RESASが提供するデータは迅速性や適時性が重要であるため、アジャイル的に継続して改善されていくサービスであるべきと考えるため、ユースケースに基づく機能実装をリスト（バックログ）化し、運用期間中の定期的な見直しを含めて柔軟な開発とリリースを行っていく必要があると考えます。	ア～ウ.について、本調達はシステム開発を目的とするものであり、また、調査事業は年度末まで行われるため、効率性の観点から、本事業の目的に調査を入れることはできない。ただし、本調達においても、調査事業の途中経過を踏まえ、また調査事業者と連携し、システムに関して具体的な検討を行うことが求められる。また、提案の段階でも、評価表上の「データの可視化」や「提案内容の独自性」といった項目で、創造性について評価することとしている。 一方、エ～オ.についてはプロダクトバックログやサイト分析等本事業受注者でないとならない内容であるため、基本要件定義書の業務要件に追記した。	○
8	8		調達仕様書 3 作業の実施概要	2	本調達の作業として以下を追加することを推奨します。 (8) 次期V-RESASに向けた構想策定 受注者は、「データ利活用推進のための調査・分析」を踏まえて、次期V-RESASの更改に向けたシステム構想、更改スケジュール、調達スキーム、コスト算定等を実施し、次期V-RESAS更改に向けた基本方針書の案を作成すること。	前述のとおり、V-RESASは継続的かつ柔軟な改善をアジャイル的に繰り返す必要があります。 本事業におけるV-RESASの構築は、移行期間の短さから、抜本的なシステム基盤の見直しまで行うことは困難であると考えられ、あるべきV-RESASの姿を改めて検討する必要があると考えます。また、システムアーキテクチャだけでなく、公共調達となじみにくいアジャイル開発をどのようにフィットさせていくかの調達スキームの検討や費用対効果の検討も重要であると考えます。	ご意見を踏まえ、修正する。	○
9	11		調達仕様書 3(9) 定例会等の実施	3	以下の文言について修正することを推奨します。 「受注者は、定例会を1回/週開催するとともに、業務の進捗状況を作業実施要領に基づき報告すること。」 ↓ 「受注者は、定例会を1回/週開催するとともに、業務の進捗状況をプロジェクト管理要領に基づき報告すること。」	「作業実施要領」が文章中及び成果物一覧に記載されていないため。	ご意見を踏まえ、修正する。	○
10	11～13		調達仕様書 3(10)ア. 成果物一覧	3	以下の文言について修正することを推奨します。 「本業務の成果物を「表2 成果物一覧」に示す。」 ↓ 「本業務の成果物を「表3 成果物一覧」に示す。」	誤記載と考えられるため。	ご意見を踏まえ、修正する。	○
11	11～13		調達仕様書 3(10)ア. 成果物一覧	2	「表3 成果物一覧」に以下を追加することを推奨します。※カッコ内は納品期日 ① 設計・開発実施計画書（プロジェクト計画書の中で定める日） ② 設計・開発実施要領兼設計・開発標準（プロジェクト計画書の中で定める日） ③ 移行計画書（プロジェクト計画書の中で定める日） ④ プロダクトバックログ（プロジェクト計画書の中で定める日） ⑤ 中長期運用・保守作業計画書（プロジェクト計画書の中で定める日） ⑥ 運用計画書（プロジェクト計画書の中で定める日） ⑦ 保守作業計画書（プロジェクト計画書の中で定める日） ⑧ 運用保守手順書（プロジェクト計画書の中で定める日） ⑨ 受入テスト計画書案及び受入テスト仕様書案（プロジェクト計画書の中で定める日） ⑩ 次期V-RESAS更改にむけた基本方針書（プロジェクト計画書の中で定める日） ⑪ 会議資料（会議開催後3営業日以内）	①～③、⑤～⑧：「3 作業の実施概要」にて当該成果物の作成作業が記載されているため。 ④：項7の提案による。 ⑧：受入テスト計画及び受入テスト仕様書は通常発注者側で作成すべきものであるものの、作成に向けては対応のノウハウや専門的知見が必要となるため。 ⑩：項8の提案による。 ⑪：会議資料を納品させることにより検討経緯をより詳細に記録するため。	ご意見を踏まえ、修正する。	○
12	11～13		調達仕様書 3(10)ア. 成果物一覧	3	「表3 成果物一覧」No.1について、成果物名を修正することを推奨します。 「プロジェクト計画書」 ↓ 「プロジェクト計画書兼プロジェクト管理要領」	「内容及び納品数量」欄に「～及びプロジェクト管理等を示す文書。」とあり、「3 作業の実施概要(1) 設計・開発実施計画書等の作成」に記載されるところの「プロジェクト管理要領」が含まれているものと推察されるため。	ご意見を踏まえ、「表3 成果物一覧」に「プロジェクト管理要領」を追加する。	○
13	11～13		調達仕様書 3(10)ア. 成果物一覧	3	「表3 成果物一覧」No.8及びNo.9の納品期日について以下のように修正することを推奨します。 「適宜」 ↓ 「週次」	「定例会を1回/週開催するとともに、業務の進捗状況を作業実施要領に基づき報告すること。」とあるため。	ご意見を踏まえ、修正する。	○



項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	修正有無
14	11~13		調達仕様書 3(10)ア. 成果物一覧	3	「表3 成果物一覧」No.15及びNo.16の納品期日について以下のように修正することを推奨します。 「翌月8営業日」 ↓ 「運用計画書の中で定める日」又は「月次」	運用中の報告等に係る成果物は運用開始後に作成されることから、運用計画書の中で貴府と協議の上で定義されるのが妥当であると考えため。	ご意見を踏まえ、下記の通り修正する。 「翌月8営業日」 ↓ 「運用保守計画書の中で定める日」	○
15	16~17		調達仕様書 4(1) 作業実施体制	2	項7及び8の意見に合わせ、「表5 本業務受注者に求める作業要員と役割」に以下の役割の修正並びに要員の配置を求めることを推奨します。 ①「PL」に係る修正 「PMの指示の元で「V-RESAS開発」「運用・保守」それぞれのマネジメントを行う。」 ↓ 「PMの指示の元で「データ活用推進のための調査・分析」「V-RESAS開発」「運用・保守」「それぞれのマネジメントを行う。」 ②「調査分析担当者」の追加 ※以下役割定義 ・V-RESASで提供するデータ及び機能を設計並びに改善するための調査、分析を行う。 ・調査事業で作成された成果物やデータを確認、分析を行う。 ・各種調査分析結果に基づき、データ活用に係るユーザーニーズに即したユースケースの検討等を行う。 ・各種調査分析結果に基づき、次期V-RESASの構想策定を行う。 PLの他、専任担当を3名以上配置すること。	項7及び8の提案に合わせた要員配置が必要であるため。	本調達はシステム開発を目的とするものであり、また、調査事業は年度末まで行われるため、効率性の観点から、必須要員に調査分析担当者を追加できない。	×
16	17~18		調達仕様書 4(2) 作業要員に求める 資格等の要件	2	項7、8及び15の意見に合わせ、「表6 本業務における作業要員と求める要件」に以下の要件を求めることを推奨します。 ①「PMO」、「PM」、「V-RESAS開発担当者」、「運用・保守担当者」に係る修正 「ただし、調査事業との兼任は認める。」 ↓ 削除 ②「PL」に係る修正 「PLは「V-RESAS開発担当者」「運用・保守担当者」それぞれに、1名以上専任配置すること。」 ↓ 「PLは「データ活用推進のための調査・分析」「V-RESAS開発担当者」「運用・保守担当者」それぞれに、1名以上専任配置すること。」 ③「調査分析担当者」の追加 ※以下要件定義 PLとなる者は以下の①又は②の要件を満たすこと。なお、複数人でこれを満たすことも可とする。 ① データ活用に係る調査・分析に係るコンサルティング業務の実務経験を3年以上※有する者。 ② 官公庁又は地方公共団体におけるシステム構想検討に係るコンサルティング業務の実務経験を3年以上※有する者。	①：競争性向上のため（調査事業の受注者に対し過度に有利な条件と考えられるため） ②、③：項7、8及び15の提案に合わせた要員要件が必要であるため。	項15と同しく、本調達はシステム開発を目的とするものであり、また、調査事業は年度末まで行われるため、効率性の観点から、必須要員に調査分析担当者を追加できない。	×
17	27		調達仕様書 6(3) 受注実績	2	項7及び8の意見に合わせ、以下の実績を求めることを推奨します。 ・ 応札者（再委託先を含む）は、同時アクセス者数1万人以上に対応可能なWebサイトの構想検討を行った実績を有すること。 ・ データ活用に係る計画策定、機能実装、効果測定のすべての工程において支援やコンサルティング業務の実績を有すること。	項7及び8の提案に合わせた事業者選定が必要であるため。	ご意見を踏まえ、以下の内容を調達仕様書に追記する。 「データ活用に係る計画策定、機能実装、効果測定のすべての工程において支援や総合調整業務の実績を有すること。」	○
18	27		調達仕様書 6(3) 受注実績	1	以下の修正を実施されることを推奨します。 「応札者（再委託先を含む）は、同時アクセス者数1万人以上のデータ分析機能を有する Webサイトの設計・開発を行った実績を過去3年以内に有すること。」 ↓ 「応札者（再委託先を含む）は、同時アクセス者数1万人以上に対応可能かつデータ分析機能を有するWebサイトの設計・開発を行った実績を有すること。」	要件の誤解釈を抑制し、競争性を向上させるため	ご意見の踏まえ、修正する。ただし、技術革新の早い分野であることから、実績年数については残す。	×
19	19		基本要件定義書 第3章10.1) ハードウェア要件	3	表記として「ハードウェア要件」ではなく「クラウドサービス要件」がより正確と考える。	ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブックとの表記を合わせるため。	ご指摘を踏まえ、下記の様に修正する。 「ハードウェア要件」 ↓ 「クラウドサービス要件」	○

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	修正有無
20	6		基本要件定義書 第1章3. プロトタイプ概要	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記には「V-RESASの画面構成、デザイン等はプロトタイプを踏襲することを前提とする」旨の記載があります。</li> <li>「https://v-resas.go.jp/」を確認すると外部に公開されるべき画面のイメージを把握することができます。</li> <li>しかしながら、データベンダーよりデータを受領し、システムにデータを入力し、そこから公開されるまでの職員または本件受託者が利用する機能や画面は（別紙1）基本要件定義書には記載されておられません。</li> <li>「https://v-resas.go.jp/」以外の画面で必要となる機能や画面について、（別紙1）基本要件定義書に追記いただけないでしょうか。</li> <li>さらにデータベンダーからのデータを受領からサイトでのデータの公開までの業務フローも明示していただけないでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実装すべき機能の全体像が把握できず、準備すべきシステムの機能がわからないため、必要となるシステムのパッケージ、ライセンスが特定できない。また、開発が必要な場合は、工数を算出することができない。</li> </ul>	<p>「https://v-resas.go.jp/」以外の画面で必要となる機能や画面については内閣府としての要件にない。</p> <p>全てのデータベンダーからのデータ受領からデータ公開までの業務フローを基本要件定義書に記載することは現実的ではないため、閲覧資料にて確認とする。</p>	×
21	6		基本要件定義書 第1章3. プロトタイプ概要	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記には「V-RESASの画面構成、デザイン等はプロトタイプを踏襲することを前提とするが、V-RESASのシステム構築において、同等以上の機能が実現可能であれば、これらのサービスの利用は指定しない。」旨の記載があります。</li> <li>「プロトタイプを踏襲」とありますが、踏襲の具体的な手法や内容が記載されておられません。例えば、既存のプログラムを使って移行することを踏襲という場合もあれば、既存のプロトタイプを参考に、既存のプログラム等を利用せず、新たに同等またはそれ以上のサイトを新たに構築することも踏襲と解釈することもでき、読み手によって解釈が異なることが推測されます。</li> <li>前述の「踏襲」の具体的な方法を記載していただけないでしょうか。</li> <li>また、既存のプロトタイププログラムの所有権やその活用の可否・是非について記載していただけないでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件の作業イメージや開発すべき対象を明確にし、工数を算出するため。</li> </ul>	<p>ご意見を踏まえ、以下の様に修正。</p> <p>① 踏襲すべき項目を明記する。</p> <p>② ①以外は受注者の裁量に任せる旨を明記する。</p>	○
22	8		基本要件定義書 第2章2. データ要件	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記には「データ受領からデータ提供までは、データ単位毎に、原則下記の通り実施するものとする。」とあり、データの単位ごとのデータの受領用途、可視化サイクルのタイミングが記載されております。</li> <li>（別紙1）基本要件定義書9ページの「表1 可視化対象データ一覧」にはNo1からNo8までデータの種別一覧が記載されております。</li> <li>前述のデータの種別毎にデータを入力し、可視化サイクルのタイミングで公開する必要があることが理解できます。</li> <li>しかしながら、具体的にデータの種別毎（No1からNo8別に）</li> <li>どのような形式で（CSV、APIなどのデータ提供の種類やデータの引き渡し方法としてオフライン/オンラインなど）データが提供されるのか</li> <li>どのようなデータ項目なのか</li> <li>具体的にどのような頻度でデータが提供されるのか</li> <li>受領したデータをどのように形成してhttps://v-resas.go.jp/に表示されているデータとするか</li> <li>などがわかりません。【Dとする】</li> <li>Dについて、要件を具体化していただけないでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実装すべき機能の全体像が把握できず、準備すべきシステムの機能がわからないため、必要となるシステムのパッケージ、ライセンスが特定できない。また、開発が必要な場合は、工数を算出することができない。</li> </ul>	<p>ご意見を踏まえ、端的に記載出来る内容を明記したが、情報量から全て記載するのは現実的ではないため、詳細は閲覧資料にて確認とする。</p>	○
23	11		基本要件定義書 第2章5. 外部インターフェース	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記に「外部システムが既に保有し、提供しているインターフェースを活用すること。V-RESASとの連携に伴い、データベンダーが新たにシステムを構築する場合、その費用は受注者が負担すること。」との記載があります。</li> <li>しかしながら、（別紙1）基本要件定義書には具体的な外部システムのインターフェースに関する情報が記載されておられません。</li> <li>（別紙1）基本要件定義書9ページの「表1 可視化対象データ一覧」にはNo1からNo8までデータの種別一覧毎に具体的な外部システムのインターフェース情報をご提示いただけないでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実装すべき機能の全体像が把握できず、準備すべきシステムの機能がわからないため、必要となるシステムのパッケージ、ライセンスが特定できない。また、開発が必要な場合は、工数を算出することができない。</li> </ul>	<p>調達仕様書の作成時点においては使用されているインターフェースがなく、記載が出来ない。</p> <p>なお、仮にデータベンダーがインターフェース開発する場合、本事業と調査事業で支払う費用から追加要求しない取り決めがなされている。</p>	○
24	26		基本要件定義書 第5章1. ヘルプデスク業務	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記には「構築したWebサイトの管理・運用及び不具合対応について、内閣府からの問合せ及び相談に応じて、適切な提案、指導を行うこと」とあり、問い合わせ対応が必要であることがわかります。</li> <li>しかしながら、問い合わせ対応日や対応時間帯が記載されておられません。</li> <li>また、問い合わせ頻度（規模）も記載されておられません。</li> <li>問い合わせ受付する者の人数や工数、対応日時がわからないため、それがイメージできるように具体的な要件を示していただきたく考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>問い合わせに係る人数や工数等を積算するため。</li> </ul>	<p>内閣府と受注者は打合せを週次で行うため、ヘルプデスク業務自体の頻度は週1回程度を見込んでいる。なお、対応日は契約期間中、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、及び令和2年12月29日から令和3年1月3日以外の全ての日、対応時間帯は9時30分～18時15分とする。</p>	○
25	—		—	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムの業務要件として、システムの利用者（内閣府職員含む）の種別と種別毎の人数がわかりません。</li> <li>システムの利用者とそれぞれの人数を示していただきたく考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムで必要となるライセンス数等を明確にし、費用積算をできるようにするため。</li> </ul>	<p>内閣府が有償ソフト、サービスの利用を要求することはない。受注者が自発的に利用する場合は受注者が事業費内で用意する旨を記載する。</p>	○



項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	修正有無
26	13		基本要件定義書 第3章1.2) クライアント機器	1	ブラウザのバージョンで、Microsoft Internet Explorerに関しては、Ver.11以降とすべきと考えます。	Microsoft Internet Explorer (IE) のVer.10以前のバージョンは既にサポートが終了しており、セキュリティの観点から、本システム稼働開始時に、サポート適用期間内であるIEのバージョンはVer.11以降であるため (Tableauについても、Microsoftのプロダクト・ライフサイクルに基づき、Ver.11以降に対応)。	Ver.9は政府で定められている規程であるため、そのままとする。	×
27	17		基本要件定義書 第3章7. 柔軟性	1	クラウドを前提としたサービスであるため、機能追加に伴うアップグレードに対して柔軟に対応できることを明記すべきと考えます。	標準機能により多種多様なユーザーの利便性の向上や開発 (改修) 工数の低減に寄与するため。	ご意見を踏まえ、検討致したが、そのままの内容でも頂戴したご意見の内容を読めると内閣府として判断し、そのままとする。	×
28	11		基本要件定義書 第2章4. ダウンロード要件	1	ダウンロードファイルは、Microsoft Excel やテキストエディターなどによる 2 次利用が容易なファイル形式 (CSV 形式等) で提供すること。文字コードは利用者の利便性を考慮し、文字コードはShift-JIS、改行コードは CR+LF とすること。とありますが、特定の文字コード及び改行コードの指定は不要と考えます。	文字コードに関しては、汎用性が高いUTF-8 (unicode) などSHIFT JIS以外でも通常Excel等の利用に際しても問題ないため。また、改行コードに関しては、上記と同様、通常Excel等の利用に際しても問題ないため。	ご意見を踏まえ、文字コードと改行コードの指定は外した一方、仕様は内閣府と協議の上決定する。	○
29	11		基本要件定義書 第2章4. ダウンロード要件	1	ダウンロードファイルは、Microsoft Excel やテキストエディターなどによる 2 次利用が容易なファイル形式 (CSV 形式等) で提供すること。文字コードは利用者の利便性を考慮し、文字コードはShift-JIS、改行コードは CR+LF とすること。とありますが、可視化の画像イメージのダウンロードまで網羅すべきと考えます。	二次利用に際しては、CSV形式でのデータソースのみならず、可視化された画像イメージやクロス集計など、様々な形式で提供されることで、ユーザーの利便性の向上に寄与するものとするため (Tableauでは、標準機能にて、本ダウンロード機能を提供可能)。また、それぞれのダウンロード媒体を、コンテンツ毎に制御することで、コンテンツの管理上も、安全に運用できると考えるため (Tableauでは、標準機能にて、本コンテンツ管理機能を提供可能)。	ご指摘の点については、評価表上の「データの可視化」や「提案内容の独自性」といった項目で、創造性について評価することとしたい。	×
30	13		基本要件定義書 第3章1.3) ユーザビリティ	2	現行の RESAS および V-RESAS のサイトでは、1 つの数値データをフィルタ条件によって絞り込み表示する機能を「分析」機能の提供として提供していますが、複数の数値データを掛け合わせた分析や複数のグラフを同時に表示、連動させる分析機能の提供が必須と考えます。	現行の RESAS および V-RESAS のサイトでは、ある特定地点の特定時間帯などのスナップショットのデータを閲覧するには十分ですが、複数項目間での比較はできません。コロナのデータの場合、たとえば人流のデータと飲食店や消費の動向は密接に関わっていると考えられますが、固定的な分析機能の提供では複数の項目を同時に比較することはできません。そのためユーザーが独自のデータの掛け合わせを行ったりする機能の提供や、複数データを同時に比較、表示するような機能の提供が必要と考えます。	ご指摘の点については、評価表上の「データの可視化」や「提案内容の独自性」といった項目で、創造性について評価することとしたい。なお、調査事業においても、マッシュアップに関する検討は行い、一部はWebサイト上に掲載を行う予定。	×
31	12		基本要件定義書 第2章5.2) API機能	4	「API機能の実装は想定していない」との記載に対し、P.9のV-RESASのシステム概要図の中には「API連携」の記載がございます。APIに関連する機能について要件の有無について明確化をお願い致します。	要件が不明確な場合、見積精度が低下するため。	V-RESASのAPI機能の項目であるため、それが明確になる内容に修正。	○
32	13		基本要件定義書 第3章1.2) クライアント機器	1	クライアント機器のブラウザの動作環境として「最新版」との記載がありますが、いつ時点での最新版かを明確化した方がよいと考えます。例えば、「受注者の設計時における最新版」などのような記載とした方がよいと考えます。	要件が不明確な場合、見積精度が低下するため。	ご意見を踏まえ、修正する。	○
33	15		基本要件定義書 第3章4.1)ア. 目標値	3	「一部機能の利用不可欠状態及び表示されるデータの不整合等が発生を含む。」は「一部機能の利用不可欠状態及び表示されるデータの不整合等の発生を含む。」の誤記かと思しますので修正をお願いいたします。	誤記	ご意見の通り、修正する。	○
34	24		基本要件定義書 第4章2.9) セキュリティ管理 業務	1	1日1回のウイルススキャンとの記載がありますが、サーバシステムにおけるウイルス対策としては必ずしも一般的でないと考えます。「適切なウイルス対策ソフトの導入」などのような少し幅の広い記載とした方がよいと考えます。	ウイルス対策ソフトウェアとして一般的な製品が要件に合致せず、活用可能な製品を限定してしまう可能性があるため。	ご意見を踏まえ、修正する。	○
35								

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。  
[1. 要求水準を下げる 2. 要求水準を上げる 3. 文章だけを修正する 4. その他]  
2. 意見及び理由は、明確かつ簡潔に記載すること。  
3. 本様式の変更は行わないこと。  
4. 電子媒体 (CD-R等) も併せて提出のこと。

質問等及び回答案

調達件名：新型コロナウイルス感染症が地域経済に与える影響の可視化システム（V-RESAS）の開発事業

質問等の総数	9
--------	---

項	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
1	28		調達仕様書 7(4) 閲覧時の注意	1	移行計画の期間・費用の見積りにはプロトタイプの様子が必須となると考えているため、プロトタイプの様子を閲覧(複写可)としていただく、もしくは基本要件定義書の別紙などの形でご提示いただくことは可能でしょうか。	移行計画の期間・費用の見積を適切に行うため。	提案書提出時に内閣府に返却し、複製物等を破棄することを条件に、DVD等の電子媒体で提供を行う。
2	15		調達仕様書 4(1) 作業実施体制	1	図4及び表4に示された、「システム開発・運用保守ベンダー」及び「データ分析ベンダー」は本調達と一体のものとして理解してよいでしょうか、それとも、本調達の受注者とは別に調達される事業者と理解すればよいでしょうか。	システム開発・運用保守ベンダーに関しては、調達仕様書案の作業として定義されている一方、データ分析ベンダーに関する作業が調達仕様書案に記載されていないように見受けられるため。	本調達の一体のものという理解でよい。再委託するか否かは受注者の判断となる。
3	23		基本要件定義書 第4章2.5) 運用保守の定期作業	1	本項に記載されている第三者のセキュリティ診断を受ける対象は受注事業者という理解で良いか。	本システムを実装するCSPもその対象とする場合は内容を詳細化する必要があるため。	V-RESAS本体のみであり、CSPIは対象外。
4	8		基本要件定義書 第2章2.1) 基本要件	1	地図情報は原則、国土地理院が提供する「地理院地図(電子国土Web)」( <a href="http://geolib.gsi.go.jp/node/2555">http://geolib.gsi.go.jp/node/2555</a> )を活用することを前提とし、V-RESASにて可視化する範囲については、内閣府と協議の上、決定する。とありますが、上記を指定する理由・根拠をご教示ください。	左記以外にも、地図情報として利用可能な公的なオープンデータが存在します。そこで、「地理院地図(電子国土 Web)」に限定することなく、様々な選択肢を取れることで、機能の実現性を高めると同時に、オープンデータの利活用により、開発(改修)工数の低減に寄与することができるため。	国土地理院の「地理院地図」を利用することとしているのは、利用料、画面キャプチャの際の許諾、仕様変更への対応に係る管理・運用、領土や言語の表示が理由。これはあくまで原則であり、異なる提案をすることに問題はないが、その際は上記の観点について問題がない旨を提案書に明記いただきたい。
5	11		基本要件定義書 第2章3. ダウンロード要件	1	マニュアルなどのリンク先のファイルがPDFの場合、ファイル形式及びサイズを明記すること。更新日時などが必要なファイルについては日付も明記すること。なお、PDFファイルからは文書プロパティを削除すること。とありますが、マニュアルなどの文書ファイルに限定した条件が否か、ご教示ください。	文書以外で、画面イメージなどをPDFでダウンロードする場合には、一般的なブラウザでは、ダウンロード時にファイル形式及びサイズが自動的に表示され、ブラウザの標準機能で網羅できるため。	文書ファイルのみが対象。
6	15		基本要件定義書 第3章4.1) 可用性	1	稼働率の指標として、99.5%と記載されておりますが、この目標値はV-RESASのサイト本体のみならず、内部のコンテンツやサービスを含むものとの認識で合っているか、ご教示ください。	V-RESASの構成上、コンテンツを別のサービスとして組み込む場合に、各サービスの稼働率の目標値を考慮する必要があるかを確認するため。	V-RESASのサイト本体と内部コンテンツ、サービスを含む目標値。
7	15		基本要件定義書 第3章4.1) 可用性	1	(a)と(b)の両方の要件を単一のサーバーに適用することは一般的では無いと考えます。サーバー種別毎に(a)と(b)のどちらの要件を満たす必要があるか記載いただけないでしょうか。	要件を明確にし、見積りの精度を上げるため。	ご意見を踏まえ、修正する。
8	17		基本要件定義書 第3章6.1) リソースの拡張性	1	「サーバーのハードディスク及びメモリ増強以外の作業～」との記載がありますが、CPUの増強も認められないでしょうか。	要件を明確にし、見積りの精度を上げるため。	最低でも1年は構成を変える必要が無い構成案を期待しているため、費用への影響が大きいCPUの増強は認められない。
9	18		基本要件定義書 第3章9.1) オープンな標準的 技術又は製品に 関する事項	1	プロトタイプで活用しているDr.SumやMotion Board等の製品は特定ベンダの商用製品ですが、「オープンな標準技術又は製品に関する事項」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	プロトタイプのアーキテクチャの継続利用(流用)可否を確認したいため。	ご質問の通りの理解で問題ない。
10							

注) 1. 種別欄には、質問の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。  
 [1. 調達仕様書案に対する質問等 2. その他]  
 2. 質問等及び理由は、明確かつ簡潔に記載すること。  
 3. 本様式の変更は、行わないこと。